

知事許可漁業に係る制限措置の公示

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において準用する第42条第1項の規定に基づき、知事許可漁業に係る制限措置の内容を別紙のとおり定めた。

令和3年9月28日

鹿児島県知事 塩田康一



## 小型定置漁業

漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数	漁業を営む者の資格
小型定置漁業	操業区域（別表の操業区域（小型定置漁業）の操業区域をいう。以下同じ）の1	1月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	1人	定めなし
小型定置漁業	操業区域の2	1月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	1人	定めなし

申請すべき期間

令和3年10月1日（金）から同年11月1日（月）まで

（別表）操業区域（小型定置漁業）

番号	操業区域
1	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを直線で結んだ線によって囲まれた区域 点ア N 31° 46' 24.9" E129° 49' 59.0" 点イ N 31° 46' 38.4" E129° 50' 10.6" 点ウ N 31° 46' 43.4" E129° 49' 51.6" 点エ N 31° 46' 26.3" E129° 49' 54.2"
2	点ア、点イ、点ウ及び点アを直線で結んだ線によって囲まれた区域 点ア N 31° 48' 07.2" E129° 49' 08.8" 点イ N 31° 48' 22.7" E129° 48' 52.0" 点ウ N 31° 48' 07.0" E129° 48' 44.1"